

毎週火・金曜日発行



# 秋田県公報

## 目 次

ページ

### 告 示

- 生活保護法による指定医療機関の事業の廃止(八二三・福祉政策課)……………1
- 生活保護法による医療機関の指定(八二四・福祉政策課)……………1
- 生活保護法による施術者の指定(八二五・福祉政策課)……………2
- 道路の供用開始(八二六・八二九・道路課)……………2
- 特例措置をとることができる応急入院指定病院の指定(障害福祉課)……………3
- 特定病院の認定(障害福祉課)……………3
- 県営土地改良事業計画の決定(北秋田地域振興局農林部)……………3
- 教育委員会告示
- 教育委員会会議の開催(二一・教育庁総務課)……………3

## 公 告

- 選挙管理委員会告示
- 公職選挙執行規程の一部を改正する規程(一一二)……………3
- 選挙権を有する者の総数の三分の一の数(一一三)……………3

秋田県告示第八百二十三号  
生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。  
平成十八年十二月二十二日  
秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	廃止年月日
浅舞歯科クリニック	佐藤 政志	横手市平鹿町中吉田字竹原八十九番地一	平成十八年七月三十一日
薬局すばる	有限会社すばる 代表取締役	大仙市角間川町字町頭百八十番地七	平成十八年九月三十日
とまと薬局	有限会社ドラッグとまと 代表取締役	能代市通町二番一号いとく通町店内	平成十八年十月十七日

秋田県告示第八百二十四号  
生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり

指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。  
平成十八年十二月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	診療科名	指定年月日
後藤医院	後藤 充男	湯沢市中野百八十一一	消化器科、内科	平成十八年十月十九日
せきクリニック	関 仁史	湯上市天王字長沼四十二番五	内科、胃腸科、外科、肛門科	平成十八年十月十九日
医療法人 浅舞歯科クリニック	長 医療法人浅舞歯科クリニック 理事	横手市平鹿町中吉田字竹原八十九一	歯科、矯正歯科、小児歯科、歯科口腔外科	平成十八年八月一日
五城目調剤薬局	株式会社トラストファーマシー 代表取締役	南秋田郡五城目町鶴ノ木九十一七	調剤薬局	平成十八年十一月一日
薬局すばる	有限会社すばる 代表取締役	大仙市角間川町字町頭百八十番地十九	調剤薬局	平成十八年十月一日

とまと薬局	役	有限会社ドラッグとまと	代表取締	能代市通町二番一号いとく通町店内	調剤薬局	平成十八年十月十八日
-------	---	-------------	------	------------------	------	------------

秋田県告示第八百二十五号  
 生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施

術を担当させる施術者を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。  
 平成十八年十二月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

氏 名	施 術 所 の 名 称	施 術 所 の 所 在 地	業 務 の 種 類	指 定 年 月 日
佐藤 幸一	ふれあい整骨院	由利本荘市東町七十四	柔道整復	平成十八年九月四日

秋田県告示第八百二十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。  
 平成十八年十二月二十二日

一 供用開始の区間  
 秋田県知事 寺 田 典 城

道路の種類	路 線 名	区 間
県 道	男鹿琴丘線	男鹿市角間崎字榑沢一九一番三 地先から字百目木四六番六地先 まで

- 二 供用開始の期日 平成十八年十二月二十二日
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成十八年十二月二十二日から平成十九年一月十一日まで

秋田県告示第八百二十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。  
 平成十八年十二月二十二日

一 供用開始の区間  
 秋田県知事 寺 田 典 城

道路の種類	路 線 名	区 間
県 道	田沢湖停車場線	仙北市田沢湖生保内字男坂九番 二地先から九七番一地先まで

- 二 供用開始の期日 平成十八年十二月二十二日
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成十八年十二月二十二日から平成十九年一月十一日まで

秋田県告示第八百二十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。  
 平成十八年十二月二十二日

一 供用開始の区間  
 秋田県知事 寺 田 典 城

道路の種類	路 線 名	区 間
県 道	院内孫七山線	由利本荘市西目町出戸字孫七山 三番一〇三から一〇一まで

二 供用開始の期日 平成十八年十二月二十二日

公 告

道路の種類	路 線 名	区 間
県 道	払戸箱井線	男鹿市角間崎字榑沢一番三から 字榑沢一九三番二まで

- 二 供用開始の期日 平成十八年十二月二十二日
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成十八年十二月二十二日から平成十九年一月十一日まで

秋田県告示第八百二十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。  
 平成十八年十二月二十二日

一 供用開始の区間  
 秋田県知事 寺 田 典 城

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第三十三条の四第一項後段の規定に基づき同条第二項後段の規定による特例措置をとることができる精神科病院として、同条第一項の規定に基づき、次のとおり指定したので、公告する。

平成十八年十二月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 精神科病院名

秋田県立リハビリテーション・精神医療センター

二 指定年月日

平成十八年十二月五日

三 所在地

秋田県大仙市協和上淀川字五百刈田三百五十二番地

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第二十二条の四第四項後段及び第三十三条第四項後段の規定による特例措置をとることができる精神科病院として、次のとおり認定したので、公告する。

平成十八年十二月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 精神科病院名

秋田県立リハビリテーション・精神医療センター

二 指定年月日

平成十八年十二月五日

三 所在地

秋田県大仙市協和上淀川字五百刈田三百五十二番地

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、大館市川口字単人岱百八番地三大館市下川沿土地改良区理事長崎祥悦郎から申請があった県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十八年十二月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業（立花地区特定農業用管路等特別対策事業）計画書の写し

二 縦覧期間 平成十八年十二月二十五日から平成十九年一月十五日まで

三 縦覧場所

大館市役所

教育委員会告示

秋田県教育委員会告示第二十一号

次のとおり教育委員会会議を開催する。

平成十八年十二月二十二日

秋田県教育委員会委員長 鈴木 長 男

一 日時 平成十八年十二月二十六日 午後三時三十分

二 場所 教育委員会委員室

三 案件

(一) 議会から意見を求められた条例案に対する意見についての専決処分報告

(二) 市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則案

(三) その他

選挙管理委員会告示

秋選管告示第百十二号

公職選挙執行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十八年十二月二十二日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

公職選挙執行規程の一部を改正する規程

公職選挙執行規程（昭和三十四年秋選管告示第二号）の一部を、次のように改正する。

別表第二中

湯沢雄勝市町村圏組合立 養護老人ホーム愛宕荘	湯沢市愛宕町四丁目二番四 十号	を
---------------------------	--------------------	---

湯沢雄勝市町村圏組合養 護老人ホーム愛宕荘	湯沢市関口字石田百八番地	に
--------------------------	--------------	---

改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

秋選管告示第百十三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十九条第二項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、次のとおりである。

平成十八年十二月二十二日  
秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一  
三分の一の数 七五三

正 誤

ページ	段	行	誤	正
平成十八年四月四日（第七百六十五号）掲載の秋田県告示第三百七十一号（都市計画の変更及び都市計画の図書の縦覧）（印刷誤り）	二	上	一	秋田県告示第三百七十一号
			一	秋田県告示第三百七十一号

発行者

秋田県

購読料金

秋田市山王四丁目一番一号  
一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社 松原印刷社  
電話 082-8766 FAX 082-0005  
E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄